

市民活動等への補助制度のご案内



「市民が主役のまちづくり」を推進するため、市民団体が自主的に取り組む市民活動等の事業を補助制度で支援します。あなたも補助制度を活用して、まちづくりのために動き出してみませんか？

下野市市民活動補助事業

☆補助の対象となる事業

市内で実施され、地方創生のため、社会のために行う活動（例えば、婚活イベント、環境保全に関する活動、防犯活動、子育て支援、こどもの健全育成に関する活動など）に関する事業であり、新たにスタートするものが対象となります。

☆補助が受けられる団体

- (1) 公益活動を目的とする団体等であること
- (2) 市内で活動実績がある市民活動団体等であること（今後において活動を予定する場合を含む。）
- (3) 5人以上の会員で組織され、継続して活動できる見込みがある市民活動団体等であること

☆補助事業の種類

補助事業は、申請1年目は「新規スタート補助」、申請2年目以降は「継続ステップアップ補助」と分けられます（詳細は下記の「表：補助区分・要件」のとおり）。新たに平成28年に申請する場合は、「新規スタート補助」となります。

☆補助の対象となる経費

補助事業に要する経費のうち、事業の実施に直接必要となる経費です。ただし、要綱によって認められたものに限ります。

☆具体的な事例・説明を受けたい方は：

左記の日程で、平成27年補助対象事業の実績報告会と平成28年度の募集説明会を開催しますので、参加ください（事前申込不要）。

- **日時**…3月5日(土)
 - **場所**…ゆうゆう館 会議室
 - **実績報告会** 午前9時から
 - **募集説明会** 午前11時30分から（※）
- ※開始時間は、当日の状況により前後いたします。



表：補助区分・要件

補助区分	新規スタート補助（1年目）		継続ステップアップ補助（2年目以降）	
	トライコース	スタートコース	2～3年目	4～5年目
補助率	10分の10	4分の3	4分の3	2分の1
補助上限	5万円	10万円	30万円	30万円
交付回数	どちらかを選択、1事業につき1回限り		1事業につき4回まで	
申請条件	① 自主的に取り組む事業で、市民主体のまちづくりの原動力となる効果があると認められる事業 ② 原則として市内で実施される事業 ③ 事業の財源として、市や市の外郭団体等から他の補助金等を受けていない、または受ける予定がないこと ④ 事業の実施計画が明確なこと ⑤ 単年度ごとに成果が出る事業 ※トライコースまたはスタートコースを選ぶことができます。		① 新規スタート補助事業の要件に該当していること ② 新規スタート補助事業の実績があること ③ 新規スタート補助事業の開始年度から起算して5年以内のものであって、補助事業としての継続性が認められるもの ④ 今後の事業の継続を予定していること ⑤ 市制施行10周年提案事業の実績があり、過去に同じ事業で市民活動補助をうけたことのない団体	

【共通項目】申請・選考方法

申請に必要な書類をそろえて、3月1日(火)～31日(木)に市民協働推進課の窓口へ直接提出してください。（メール・郵送・ファックス等は不可）※提出書類の様式等は、市民協働推進課窓口、または市ホームページで取得できます。

申請団体は、選考会で事業内容をプレゼンテーションしていただきます。選考委員が公益性や効果・成果等を審査し、適当であると認められた事業に対し、補助金を交付します。

選考会日時…4月16日(土) 午前9時から

場所…ゆうゆう館 会議室

■問い合わせ先

市民協働推進課
 ☎(40)5585

